

2021年1月7日

関係各位



新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令に伴う
組合の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、1月7日に発令された2回目の緊急事態宣言を受け、当組合は感染予防体制を一層強化し、通勤時の混雑による接触を回避する為、組合業務を下記の通りとさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 期 間 2021年1月8日(金)より緊急事態宣言期間内
(状況により延長あり)

2. 勤務体制

(1) 組合の営業時間を30分短縮し、時短・時差勤務の拡大を行う。

① 組合の営業時間：9：00～16：30とする。

② 各自の勤務時間を1時間短縮する。

早番 9：00～16：00

遅番 9：30～16：30

(2) 土曜日は閉所とする。

(3) 期間中は、16時半以降のご来館、電話でのお問い合わせには対応できませんので
どうぞよろしくお願い致します。

(4) ご来館の際は、予めアポイントを取ってお越し下さい。

なお、状況の変化に伴い、期間・内容を変更する場合があります。その際は都度ホームページでお知らせ致します。

以上